

地域調査士認定委員会内規第1号

専門地域調査士審査要領通則

(総則)

第1条 地域調査士認定規程(以下「規程」という。)第8条第3項の規定により準用する同条第2項の専門地域調査士の審査(以下「審査」という。)は、規程及び地域調査士認定規程細則並びに専門地域調査士の審査に関する関係内規によるほか、この審査要領通則に基づいて行うものとする。

(審査に用いる資料)

第2条 審査は、規程第8条第3項により準用する同条第1項の申請書及び専門地域調査士となる資格を有することを証明する資料(以下「申請書等」という。)に基づいて行う。

(審査の結果の区分)

第3条 認定委員会は、審査の結果、申請者を認定すべき者、認定すべきでない者又は認定を保留すべき者のいずれかに区分する。

(補足資料の提出)

第4条 審査の結果認定を保留すべき者とされた者は、その決定があった日から原則として3年経過する日までの間、補足資料(当初提出した申請書を修正した申請書又は当初提出した申請書等若しくは修正した申請書等を補完する資料をいう。以下同じ。)を提出することができる。ただし、認定委員会が再審査の結果、認定すべき者又は認定すべきでない者とした場合は、この限りでない。

2 認定委員会は、認定を保留すべき者とした者に対し、必要に応じ、補足資料の提出を求めることができる。

(保留した者の再審査)

第5条 認定委員会は、審査の結果認定を保留すべき者とした者から補足資料が提出された場合は、可及的速やかに、当初提出された申請書等及び補足資料に基づいて再審査を行う。

2 第3条の規定は、前項の再審査について準用する。

附則 この通則は、2010年9月6日から施行する。